

平成 27 年度 第 1 回 機械流通委員会の結果について

開催日時 平成 27 年 7 月 03 日 (金) 午後 3 時 00 分から

開催場所 東北遊技機商業協同組合 会議室

議長の選任

今年度、初めての委員会開催にあたり今期より新委員になられた委員の紹介がされた。新委員に、東北遊商常務理事の山内清司(㈱第一遊機)、桜井真(㈱東栄商事東北支店)、本日所要により欠席となっているが篠山喜行(タイヨーエレクトロニクス㈱)の紹介がされた。また、山内清司委員においては、全商協機械流通委員兼、機械流通副委員長とすることの承認・承諾をとった。

次に、本日の機械流通委員会が定款第 48 条の規定により適法に成立することを確認し機械流通委員会を開催する。永山機械流通委員会が議長に就任、直ちに議案審議に入る。

第 1 号議案 全商協機械流通委員会報告 (6 月 29 日開催)

平成 27 年 6 月 29 日(月)に開催された、全商協平成 27 年度第 1 回機械流通委員会の報告がされた。

(1) 全商協機械流通委員会の副委員長選出について

九州遊商 岩下卓也氏が副委員長に就任された。

(2) 中古遊技機に添付する「取扱説明書」の運用について

① 法令上は新台・中古台に関わらず販売する全ての遊技機に、売り主が取扱説明書を添付しなければなりません。遊技機を購入・移動申請の依頼を受けた際は、必ず取扱説明書の有無の確認をすること。

② 奥村遊機の遊技機について、全商協で PDF を保有しているの、各組合から発給依頼があった場合、PDF を依頼の組合へ渡して良いかを理事会へ上程をする。

また、その PDF を組合が販社へ渡して良いかも確認を取る。奥村遊機の取扱説明書については無償となっている。今件に関して、これまでのとおり販売する全ての遊技機に売り主が取扱説明書を添付しなくてはならない。また、取扱説明書の料金について、組合がメーカーへ依頼した場合及び、ホールが直接メーカーへ依頼した場合の請求単価を調べておくこととした。

(3) 売買契約書の売主欄を、ドットプリンターで印字されたものの取扱いについて

機械流通委員会として「可」と承認し、全商協理事会へ上程をする。

よって、全商協理事会での結果を待つとなった。

(4) 中部遊商から提案された、売買契約書の新規運用方法について

中部遊商からの提案について、本日この後、第 7 号議案で改めて審議をするが、全商協委員会報告としては、3 単組から意見・回答が出され、根本的な「売契」原本の提出について全商協組織委員会(全 8 組合の理事長)の判断を仰いだ後に、話を詰めて行くとし、その後に検討をしていただき報告してほしい。となっている。

(5) 今期の機械流通委員会について

- ① ワンストップについて、2年の時間を費やしているが現状これといった提案はまだでていない。
- ② 実技講習会について、全国での検査員の統一、また、内容を統一したマニュアルを今後検討していく。
- ③ サイズを大きくした梱包用ビニール袋を今後運用されるが、不具合や閉じ込み方法などの意見があれば報告してほしい。
- ④ 全商協機械流通委員会の運営部で「ヤマト運輸」と、運賃・梱包手段等について打合せを行っていたが、ヤマト運輸の担当者の人事により遅れているが引き続き交渉を行なう。(当組合から全商協へ3月19日に中古取扱販社からいただいた集計の回答をしている件。)

(6) その他

- ① 中古遊技機移動申請方法について
- ② スキャナーについて中部遊商より、単独で代替機を検討してよいかとの意見が上がり、全国でまとめたの方がコスト削減になるので今後検討をする。
- ③ 認定機となって稼動している遊技機を移動するにあたり、代表取締役が変更になった場合移動が可能なのだろうかとの質問があり、認定機はホールと公安委員会との変更承認である。参考まで、全商協において確認をする。

第2号議案 遊技機『梱包袋』について

- (1) 新・梱包袋について、中古取扱販社へ対して通知済みであるが、改めて委員へ報告がされた。

これまで使用していた梱包袋より幅6cm・縦6cm拡張をした袋で『全ての』遊技機で使用することとなり、通常サイズの在庫(当組合保有物)が無くなりしだい、6cm大きいサイズに切替る。概ね、7月6日の週からと見込まれる。

1. 注 文 単 位 1 梱包(200枚)単位 (梱包袋とセキュリティシールのセット)
2. 袋 等 の 単 価 1 組・57円 (税込み)

※ 通常価格114円ですあるが、組合で半額を負担する。

- (2) CR牙狼金色になれXX用ビニール袋について

処分方法をどうするかを検討した結果、廃棄扱いとはするが現時点では組合で保管しておくとした。

第3号議案 新規取扱主任者講習会 及び 中古遊技機新規取扱講習会開催に関する件

- (1) 7月16日(木)に、「新規取扱主任者」「新規取扱」講習会を合同により行う。

講師として、今期は山内副委員長並びに、柳(廣村商事)委員とする。

- ① 「新規取扱主任者」講習会への受講希望者は6名
- ② 中古遊技機流通「新規取扱」講習会は ケーエス販売㈱

- (2) 新規に中古遊技機の流通取扱いを開始する場合、代表者は講習会に「参加しなくて

はならない」との文言について再度審議した。

初めて中古遊技機を取り扱うには『東北遊商「組合内規」の5』に、組合員として、新規に中古遊技機の流通取扱いを開始する場合は、組合が実施する所定の講習会を受講しなければならない。講習会受講後、理事会において承認を受け中古流通開始ができる。また、その旨の承認を文書で通知するものとする。

となっていることにより、内規に代表者は出席することの文言はないが組合員としてとなっているので「代表者」であると再確認をした。

第4号議案 東北遊商の身分証有効期限が切れた方へ対しての【実機使用による実技講習会】開催について

(1) 開催予定日・開催場所を

平成27年	9月	7日(月)	『青森』	アップルパレス青森
	9月	8日(火)	『盛岡』	ブライトイン盛岡
	9月	9日(水)	『郡山』	郡山ビューホテル
	9月	10日(木)	『仙台①』	組合事務局 会議室
	9月	11日(金)	『仙台②』	組合事務局 会議室

(2) 今年度の対象者

身分証明書有効期限 平成26年10月1日～平成27年9月30日迄の者(60名)及び、上記期限の日遊協主任者証を所得していたが、更新試験で不合格になり「新規」として新たに所得した者等(6名)併せて計66名。

(3) 講師及び、試験官

講習会での開会挨拶・開催趣旨説明・まとめ・閉会挨拶者として、9月7日・8日青森・盛岡の2日間は山内副委員長・大久保委員、9日の郡山を柳委員(廣村商事)・橋委員・柳委員(ニーズ)、10日・11日の仙台を永山委員長・佐藤専務理事とし、全日程において事務局より千葉局長・堤次長とした。

講師・試験官としては、(有)ジャパン・セキュリティ・サービス 高石氏・他4名とする。(10月29日可決承認)

(4) 1日の開催数について

昨年までは、受講者5名・5名・5名と分けて1日に3回開催していたが、本年度は、1日に1開催の午後1時から3時として、10～15名を同時に講習してはとの意見が出されたが、講師・試験官のジャパン・セキュリティ・サービス高石氏と進行について協議した後確定させる。

(5) タイムスケジュール(約120分)

- ・講習会開会挨拶・趣旨説明 ……………(10分)
- ・筆記試験 ○×式20問(80点合格) ……(20分)
- ・オリエンテーション(高石氏) ……………(20～30分)
- ・実機遊技機を用いた実技試験 ……………(60分)

・講評・閉会挨拶 …………… (10分)

- (6) 実機遊技機を用いた実技試験の内容を、納品時の全工程を行う
- ① 東北遊商 身分証明書を提示
 - ② ビニール開封されていない事を確認の上、セキュリティーシール剥離する
 - ③ 点検確認チェックリスト表を参考にペンライトを用いて点検確認(27項目)
 - ④ 確認証紙を所定の箇所に貼付する(真似)
 - ⑤ スキャナーでQRデータを読み取り、顔画像・QRデータを送信する
 - ⑥ 管理者署名・押印後(代役)、点検確認受渡書(副)を管理者に提出する
(管理者と点検確認受渡書を受け渡しする)
 - ⑦ 組合(特設)へ保管納品確認書・点検確認受渡書(正)・セキュリティーシールを提出
- (7) 遊技機について
実技試験時に「使用する遊技機」を5台(及びトランス・玉)を、山内副委員長にお願いする。使用する遊技機は後日報告を受ける。
- (8) 開催通知について
- (9) 研修講師・試験官派遣の費用及び会場見積り
- ①研修講師
 - ・(有)ジャパン・セキュリティー・サービス ¥1,472,150-
 - ②会場費(3会場合計 ¥324,129-)
 - ・9月7日(月) 青森会場 「アップルパレス青森」¥123,240-
 - ・9月8日(火) 盛岡会場 「ブライトイン盛岡」¥36,000-
 - ・9月9日(水) 郡山会場 「郡山ビューホテル」¥164,889-

第5号議案 組合の身分証明書発行に伴う申請物について

身分証明書発行に伴う申請物として、「社会保険証」または「雇用保険証等」としているが、今後において社会保険証保有者のみとして審議を行うにあたり、他の地区遊商の取扱い状況及び、各販社での社保・雇用保険の割合数を調べておくこととされた。

第6号議案 遊技機のリサイクルについて

今月7月16日(木)に、回胴遊商東北支部との合同会議があるので、今件に関しても協議する予定であるので、次回の委員会にて報告を行う。

第7号議案 中部遊商から提案された『売買契約書』の新規運用方法について

中部遊商より、売買契約書の運用方法について提案があり、委員各位が会社に持ち帰り社内で検討していただき、次回委員会で協議をする。

第8号議案 中古機流通サイト ONE-STOP「代案」について

委員からの提案として、全商協並びに回胴遊商において、中古遊技機売買サイトを立ち上げに向けて準備を進めている最中であるが、この業界用に中古流通netサイト「P-SENSOR(ピーセンサー)」があり、現在、最も使用頻度が高く、市場掲載物件数も多いと思われる。

案として、

- ① P-SENSORに機能追加の要請を行い、検索ソートに、全商協(8組合)・回胴遊商・ホール etcの所属加盟欄を設け、購入元販社の優先性を出す。それにより「ブローカー」の排除を狙う。あとは、買手側の認識・モラルの問題なる。新サイトを構築しても結果としては、ブローカー排除は難しいのではないか。
- ② 構築管理運用コストの低減。新規に売買サイト構築、サーバー管理、メンテナンスでのイニシャル・ランニングコストの削減を図る。また、全商協・回胴遊商推薦という形を取れば、P-SENSOR側の新規会員獲得にも繋がると思う。

との提案があり、高橋理事長より、全商協担当役員に今件を伝えていただくとされた。

参考まで、次回委員会までに、以前中古遊技機のネット売買利用に関するアンケート調査をとった集計表を準備する。

第9号議案 全日遊連の新基準に該当しない遊技機の取扱いに関する自主規制の実施について

平成27年6月30日付けで、全日遊連より全商協を介し「遊技機の取扱いに関する自主規制の実施について」の通知をいただいた。

内容は、ぱちんこ遊技機は本年11月から、回胴式遊技機は同12月から新基準に移行することを受け、あくまでも当連合会(全日遊連)の自主的な取組みである通知があった。

基本方針として、ぱちんこ遊技機については、①「検定期間内」については、中古機移動や売買等、通常の見扱いとすることとする。②認定申請については、原則として行わないこととする。ただし、平成27年3月31日(東京都公安委員会基準)までに検定を取得した機種については、現状、ホールに数多くの該当機種が設置されており、認定が認められなければホール営業に大きな影響が及ぶことから「例外」とする。

今月7月6日及び7月27日に中古流通協議会等で、報告や協議の場があるので、高橋理事長より進展状況の報告を今後受ける。

第10号議案 その他

次回、委員会開催について8月20日(木)とし、全商協での機械流通委員会の担当役員でもある、中部遊商理事長の林和宏氏並びに中部遊商副理事長兼機械流通委員会担当役員の平井広義氏に同席していただき、中古機流通サイトONE-STOPの件や中古流通についての諸問題等、質疑応答形式で委員会を開催する。

以上